

「廃棄物が地下にある土地の形質の変更」に係る事務処理要領

【目的】

第1条 この事務処理要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）[第15条の19第1項](#)の規定による土地の形質の変更に関し、適切な情報提供等を行うことにより、生活環境の保全を図るとともに、適切かつ円滑な事務処理を行うことを目的とする。

【定義】

第2条 この事務処理要領において、「軽微な変更等」とは、[法第15条の19第1項](#)ただし書並びに[規則第12条の37](#)における規定であり、その具体的な内容としては、荷重の増加により諸設備に影響を生じないことが明らかな行為、かつ掘削により土砂等の覆いが50cm以上残在することが明らかな行為であって、下記に該当する行為とする。

- (1) 切盛土造成
- (2) 客土・不陸整形
- (3) 土砂等の覆い内の土質改良
- (4) 種子吹き付け、伐採・植栽（花壇を含む）
- (5) 荷重 $20\text{kN}/\text{m}^2$ 以下の小構造物の設置（アンテナやポール等の柱構造物、フェンス等囲い、門扉等）
- (6) 法面保護工
- (7) 埋設物設置（電気配管、水道配管、ガス配管、電話配管、雨水暗渠、下水暗渠）
- (8) 雨水側溝
- (9) 個人住宅の増改築（テラス、ベランダ等、駐車場の屋根等）
- (10) プレハブ小屋・物置、動物小屋等の設置（杭を打たないものに限る。）
- (11) 池の設置、形質の変更

【事前協議】

第3条 [法第15条の19第1項](#)の規定により、土地の形質の変更をしようとする者（軽微な変更等を行う者も含む。以下、「土地の形質の変更を行う者」という。）は、市長に下記内容について事前協議を行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う廃棄物が地下にある土地の所在地
- (3) 土地の形質の変更の内容（変更の種類、位置、施工方法。）
- (4) 地下にある廃棄物の事前調査の有無及び廃棄物の種類
- (5) 地下にある廃棄物の搬出予定の有無及び搬出先
- (6) 土地の形質変更の着手予定日及び完了予定日
- (7) 事業概要
- (8) その他本市が定める事項

【計画書の提出】

第4条 土地の形質の変更を行う者は、前条の事前協議後、「廃棄物が地下にある土地の形質の変更」計画書（[様式一1](#)）を市長に提出するものとする。

【事前調査（現地調査）の実施】

第5条 市長は、前条に定める計画書の内容に基づき適正な施行が確保され、生活環境の保全が図れることについて確認するものとする。

ただし、前条の計画書の内容で確認ができない場合は、土地の形質の変更を行う者に対して、試掘などの事前調査の実施について指示することができ、土地の形質の変更を行う者は、試掘などの事前調査の実施について協力するものとする。

なお、軽微な変更等については、この限りでない。

【土地の形質の変更の届出】

第6条 第4条に規定する計画書の提出を終えた土地の形質の変更を行う者であって、[法第15条の19第1項](#)による土地の形質の変更を行う者は、[法第15条の19第1項](#)に基づき、その旨を市長に届出なければならない。

ただし、軽微な変更等については、この限りでない。

【立入検査】

第7条 土地の形質の変更を行う者は、土地の形質の変更の期間中、市長から当該土地への立入り又は検査を求められたときは、速やかに、これに協力するものとする。

【土地の形質の変更の完了報告】

第8条 第6条の規定により土地の形質の変更の届出を行った者は、土地の形質の変更が完了したら、速やかに「廃棄物が地下にある土地の形質の変更」完了報告書（[様式—2](#)）を市長に提出するものとする。

【届出後の改善の指導】

第9条 第6条に規定する土地の形質の変更の届出がされ、又は前条の規定による完了報告書が提出された場合において、当該土地の形質の変更が生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市長は、必要な限度において、当該土地の形質の変更を行う者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、市長は、土地の形質の変更をした者に対し、「廃棄物が地下にある土地の形質の変更」改善報告書（[様式—3](#)）の提出を求めることができる。

【その他】

第10条 この事務処理要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

【付 則】

1 施行日

この事務処理要領は、平成23年4月1日から適用する。

2 改定

この事務処理要領は、必要の都度見直しを行い改定する。